意 見書

令和6年8月5日 三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

令和6年8月5日に開催した令和6年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、 県より海岸事業2箇所、ダム事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 海岸事業【 再評価対象事業 】

11番 宇治山田港海岸

11番については、平成12年度に事業に着手し、平成21年度、平成26年度、令和元年度に再評価を行い、その後一定期間(5年)を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、11番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、事業効果の早期発現のため早期完成に努められたい。

(2)海岸事業【 再評価対象事業 】

12番 長島港海岸

12番については、平成2年度に事業に着手し、平成13年度、平成18年度、平成23年度、平成28年度、令和3年度に再評価を行い、その後、社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業である。

今回、審査を行った結果、12番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、事業期間が長期にわたることから事業期間の短縮を図り事業の早期完成に努められたい。

(3) ダム事業【 再評価対象事業 】

10番 鳥羽河内ダム

10番については、昭和50年度に事業に着手し、平成13年度に再評価を行い、平成17年度に河川整備計画を策定し、平成25年度に再評価を行い、平成27年度に河川整備計画を変更し、平成30年度、令和3年度に再評価を行い、その後、社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業である。

今回、審査を行った結果、10番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。